

## 会議録(要旨)

- 1 会議名 令和2年度第1回北九州市障害者施策推進協議会
- 2 会議種別 付属機関
- 3 議題
  - ・会長の選出について
  - ・「北九州市障害者計画(平成30年度～令和4年度)」の実施状況について
  - ・「第5期北九州市障害福祉計画」及び「第1期北九州市障害児福祉計画」の評価について
- 4 開催日時 令和2年10月6日(火)  
18時30分～20時10分
- 5 開催場所 市役所本庁舎 3階 大集会室  
(北九州市小倉北区内1-1)
- 6 出席者氏名  
【委員】(50音順、敬称略)  
伊野委員、今村委員(会長代理)、榎委員、小鉢委員、近藤委員、白川委員、高瀬委員、高橋委員、田中委員、中口委員、中村(恵美子)委員、中村(貴志)委員(会長)、原賀委員、久森委員、本城委員、松尾委員、松崎委員、民田委員、森委員、山田委員(計20名)  
  
【事務局】  
障害福祉部長、障害福祉企画課長、障害者支援課長、精神保健福祉課長、障害福祉部主幹(指定指導担当)等
- 9 会議経過(発言内容)
  - (1) 会長の選出について  
会長の選出について、委員から推薦を募ったものの、推薦がなかった。  
このため事務局から、前期に引続き中村(貴志)委員を会長としてはどうか諮ったところ、委員から賛同が得られたため、前期に引続き中村(貴志)委員を会

長とすることとした。

### (会長挨拶の要旨)

任期の2年間、一生懸命務めたいと思う。

この協議会を開催する意義としては、現場あるいは現実的な問題をどう解決するかということが非常に大きいかと思う。

その一方で、子どもたちを取巻く環境として、デジタル教科書やGIGAスクールという時代に移行しつつある。

この子どもたちが福祉を担う時代もそう遠くない話だろうと思う。

それを踏まえ、この協議会では、2～3歩先の将来も見据えながら、各委員の知恵も拝借しながら議論を進めることができたらと思う。

※なお、会長の途中退席に伴い、議事は今村委員（会長代理）が進行した。

## (2)「北九州市障害者支援計画」の実施状況について

### ■意思決定支援の推進について（資料2 1-(1)）

- 意思決定支援について、北九州市が様々なことに取り組んでおりありがたいと思う。

ただし、意思決定支援について、障害福祉サービスや成年後見制度でも補えない場面が必ずあると思う。

例えば、当事者に代わって親がやっている部分については障害福祉サービスにおいても補えない、成年後見制度でもできないということが生活の場ではあると思う。

そういった、現在の制度では支援できていない部分について補えるような、当事者の方々の意思が反映されるような何らかの活動などがあればいいなと思う。

是非、積極的、かつ日本中では初めてといわれるような仕組み「北九州市モデル」的なものがつくれたらいいなと考えており、それが「親亡き後」を考えることにもなると思う。

### (事務局)

今年度から障害者自立支援協議会の権利擁護部会において、障害者の意思決定支援をテーマに議論を始めたところである。

まずは現状を知るために、日頃、直接支援をしている福祉事務所の従事者を対象に、支援の現場での意思決定支援についてどのように考え、どのように行動をしているかという調査の準備をしているので、あらためて報告ができればと思う。

- 調査について、当事者のための意思決定支援について、事業者やその従事者のみに確認を行うのは意見が偏るのではないかと思う。

当事者をよく知っている方、親の代わりになるような方が支援者になるべきだと考えているので、これらの人についても調査を行ってもらえればと思う。

**(事務局)**

先程のアンケートについては、分野ごとに調査を行う予定であり、まず従事者から始めようと考えている。

その結果を基に協議会の部会に参加している、当事者やその家族から意見をいただきたいと思っている。

**■地域生活における活動支援の充実について（資料2 3-(1)-5）**

- 重度訪問介護の対象者に対する大学等の通学や学校内の活動の支援実績として、1人挙げられている。

喀痰吸引が必要な児童の場合、吸引のために常時親が付き添わねばならず、親の拘束時間が長くなる傾向があるが、実績に挙げられている学校内の活動とは、そういうことも今後やっていくということか。

実績が1人ということであれば、この支援をもっと進めていってほしいと思う。

**(事務局)**

大学の通学支援は、重度障害者の方が大学あるいは高等専門学校あるいは専修学校等、学校教育法に基づく学校に通学する際の支援ということで、国が地域生活支援事業として実施している。

北九州市も、北九州市内の大学に通学している大学生等に対して通学、学校内での支援という形で事業を実施している。

今、説明した学校教育法で定める学校以外のもの、あるいは小学校・中学校あるいは高校については、現状では事業実施は考えていない。

**■相談支援体制の充実について（資料2 3-(2)-1）**

- 高齢者・障害者相談コーナーの窓口職員のレベルアップを図る研修内容について、指定難病及び小児慢性特定疾病に関することも必要だと思う。

**■発達障害のある子どもや大人への支援について（資料2 3-(2)-5）**

- 資料中、「当事者のライフステージの段階が変わっても特性評価が引継がれる仕組みを発達障害者支援地域協議会の中で研究」とあるが、当事者が大学生から社会人になるときに支援が途切れてしまうことが大半である。

大学では支援を手厚くやっているが、就労先は大学とは違い支援に関するノウハウなどがないために、支援が繋がっていかないと思う。

この解消のため、リモート会議などを駆使して、全国に支援を繋げるネットワークができないかなと思う。

また、発達障害の人は就職が難しく、特に最近は新型コロナウイルス流行の影響もあって、採用が少ない。

筆記試験では問題ないものの、面接試験で不採用となるケースが多く、面接で何が問題だったかも分からない。

面接試験で不採用となった場合、何か悪かったのかフィードバックしていく仕組みが社会的にできればいいと思う。

- 一貫した支援体制は、自閉症の人たち、発達障害の人たちにとっては大切なことで、支援体制について協議会での研究や様々取り組んでもらい、嬉しく思っている。

今後の見通しとして（資料 2-1 にある）「学齢期以降からの気付き・支援の仕組みについても検討」は、具体的にはどういうことなのか教えてもらいたい。

また、当事者が学校を卒業した後についても支援の仕組みについても、方向性があれば教えてほしい。

#### （事務局）

発達障害については、昨年の秋から発達障害者支援地域協議会を開催しており、現在はウェブ会議で議論を続けている。

就学前の子どもに焦点を当てた研究事業もスタートしており、まだ明確な結論には至っていない。

しかし、協議会の中でのご意見・ご指摘としては、できるだけ早い時期に発達障害に気付くのが大事な一方、一人ひとり気付きの段階というのは個人差があるため、早い時期イコール就学前ということに囚われず、人生の節目々々に気付きの機会とか特性理解・チャンスをつくっていく必要があるという意見をいただいている。

具体的なシステムをどうつくっていくかはこれからの議論となる。

後日、ウェブ会議で地域協議会を行い、スクールカウンセラーの方、スクールソーシャルワーカーにも参加してもらい、学齢期のチーム支援について現状を語っていただいて意見交換をしたいと思っている。

ライフステージごとに現在ある仕組みの中で気付きのチャンス、理解のチャンス、つないでいくチャンスをどうつくっていくのかということ、これからしっかり議論していきたい。

特別なものを新たにつくるというよりも、今ある仕組みをどうブラッシュアップしていくかという視点でシステムをつくっていきたくて考えている。

そして、学校を卒業して社会に出ていく方について、ご本人が自己理解を持って伝えていくという視点も必要な一方、例えば職場の合理的配慮をどうしていいたらよいかという、社会の方が学んでいくという視点も、両方が必要になってくると思う。

現状、具体策についてははっきりとは言えないが、少なくともそういう視点を持って議論をしているということは、今日お伝えしたい。

■精神障害のある人やその家族同士の分かち合いについて（資料2 3-(4)-2）

- 「当事者会や家族会、各種学習会や集いの場を開催し、情報交換や不安解消、仲間づくりを推進」と「居場所」のあり方について、関係者と協議を進める」の2点について、具体的に説明いただきたい。

（事務局）

集いの場・仲間づくりの推進については、現状家族会や各種学習会などがある。精神保健福祉センターでもいろいろな集いや学習会などを開催している。

加えて、精神保健福祉課では、家族による家族学習会の共催を行っており、取組みの推進の応援をさせていただいている。

「居場所」については、今後の見通しということで、現状、具体的な公的な議論の場はないものの、当事者団体との勉強会を行っている。

勉強会の中で精神障害の当事者の方が地域の中で暮らしていくために大切なのは安心できる「居場所」だという意見が多くあり、安心できる「居場所」とは何かについて今後考えていこうという結論に達した。

今後、そういう議論を公の場にもつなげていきたいという思いで、このように今後の見通しを書かせていただいた。

具体的には今後、協議の場を立ち上げる中でどう扱っていくかということを考えていきたい。

■教育の振興（インクルーシブ教育システムの推進）について（資料2 4-(1)-1）

- 令和元年度から支援学級の新設がストップしているという話を聞いた。それはインクルーシブ教育を進めるためにストップしているのか。

（事務局）

確かにインクルーシブ教育システムの整備に伴う特別支援学級の新設について、以前ほど多くない状況がある。

教育委員会としては、既存の学級への入級のニーズも多く、既存の学級での整備を同時に進めていることもあり、教員（人材）の確保といった制約からも以前ほど新設を増やすというのが現状として厳しい状況にある。

教員の確保が全国的な課題である中、北九州市も教員の確保については努力しており、多くのニーズに応えられるよう、教員の確保に努めつつ、新設の計画を進めていくという方向性は変わっていないので、ご理解いただきたい。

- コロナによって学校の始まりが遅れ、また休校が長くなった関係で、子どもたちの宿題が多くなっており、作業能力が遅い、作業が遅い子たち、勉強が分かりづらい子たちの方にすごい負担になっていると思う。

子どもの作業能力に応じた宿題の出し方をしないと、子どもたちが勉強を嫌いになってしまわないかと思う。

#### (事務局)

宿題の量については、各学校工夫をして、休校中も学習保障という観点から宿題が多く出たということもあるのかもしれない。

ご指摘のとおり、子どもたち一人ひとり学習状況は様々なので、各学校が工夫できるように学校への周知や工夫していきたい。

また、タブレット端末等の配布も進んでおり、デジタル教材等も今後活用できるように工夫していきたいと思うので、意見として是非参考にさせていただきたい。

#### ■情報通信技術の活用について（資料2 4-(2)-8)

- リモート会議という形式を各場面でどんどん活用してほしいのと、学習の場面についてもICT機器の活用を進めていただいて、遠隔授業という部分で学習支援もICTを活用してほしい。

難病患者については、病状の波があるため、病状が悪い時にリモートが活用できるという選択肢があればいいなと思う。

#### ■利用料や運賃等に対する割引・減免等について（資料2 5-(5)-2)

- 障害者手帳等の所持者に対する利用料等の割引について記載がある。

手帳制度の導入はないものの、指定難病では「特定医療費(指定難病)受給者証」、小児では「小児慢性特定疾病医療受給者証」が交付されている。

これらの提示により、他の障害のある人と同様に施設利用料や運賃の減免が受けられるようにして、障害者の中での不公平感をなくす必要があると思う。

特に市の施設使用料に関しては、すぐにでも減免をお願いしたい。

#### ■地域ぐるみの防災ネットワークの構築について（資料2 7-(1)-7)

- 防災訓練に関して、昨年、八幡東区の防災訓練、高見小学校で行われたものに、障害のある人も参加して、一つの取り組みが行われたというところで成果が出ていると聞いている。

障害のある人々は日頃、介護事業所等に通所しており、どちらかという地域との関係から若干距離を置いている方が多いと思うので、避難の体制の呼びかけの連携が取れているのか、このネットワークの構築を再度確認してほしい。

### ■公共交通機関旅客施設等における配慮について（資料2 7-(2)-1）

- 最近、JR九州で駅の無人化、西鉄バスも減便といった形で、かなり交通環境が変わってきている。

一方で、高齢者の運転免許の返納の問題があり、ボランティアで支えている乗合サービス等の人材が不足している。

高齢化等で移動に関するニーズが高まる一方、支える側が脆弱になっているため、今一度、全体的な取り組みの確認ということが必要ではないか。

次期の計画策定において、見直しが必要な状況ではないかと思う。

### ■障害特性に配慮した情報伝達の推進について（資料2 9-(1)-2）

- 災害時に携帯のメールとかで避難（勧告等）があった際、下関市の緊急速報メールでは「どこに避難してください」などの具体的な情報が送られてくる。

一方、北九州市の避難のメールは、ホームページのURLが送付され、ここから情報を確認してくださいということが書いてあるが、視覚障害があつて、ホームページの画面等が見られない人がたくさんいる。

もっと具体的な電話番号や場所を掲載してほしい。

#### （事務局）

災害時避難行動要支援者の登録について、北九州市では、障害のある方とお住まいの地区を重ね合わせ、登録リストを作成している。

については、区役所の方でご相談いただければ、その登録リストに載せられる可能性があるのですが、是非、区役所の方でご相談をいただきたい。

携帯メールについては、下関市のメールについても把握しており、北九州市についても危機管理室と協議しており、また回答ができればと考えている。

## （3）「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の評価について

### ■福祉施設の入所者の地域生活への移行について（資料4(1)）

- 先日の大型の台風の際にとっても不安で、安心して地域での暮らしができないなと思い、とても残念だった。

「地域で安心して生活ができる相談支援体制の充実を図る」とあるものの、具体的にどうしたらいいのか、誰に相談したらいいのか、分からない。

#### （事務局）

先日の台風は非常に大型で、大変不安になったと思う。

本庁の方にも、たくさんの相談の電話をいただいた。

どこに逃げればいいのか、逃げた方がいいのかというご相談を承った。

委員の自宅がどういった場所にあるのかということも避難の一つの基準ではあるので、例えば浸水想定区域内に住んでいるとか、土砂災害の想定区域内に住んでいるということであれば、必要だということも考えられる。

この点については、周囲の方に相談しても明確な回答がないと思う。

区役所の総務企画課が各区の防災の司令塔の役割を果たしているのので、相談してもらえば回答ができるかと思う。

その際、開設する避難所についても区役所から説明ができると思うので、相談いただければと思う。

- 8月15日の市政だよりの「すこやかハート」欄に地域の見守りの話があり、日々の生活の支援と地域の支え合いの中に災害についての話が入っておらず、今後災害についても取り組んでいくということであった。

このあたりの地域の支え合い、災害に関しては最寄りの方で助け合うということ、この辺りが地域福祉の取組みとして今後取り組んでいくというふうに聞いたので、北九州市としての取り組みの方向性を確認していきたい。

#### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について（資料4(2)）

- 「精神病床における入院患者について」という表記について、現在、「精神病床」という言い方はせず、精神科病棟若しくは精神科という表現だと思う。

（事務局）

委員ご指摘のとおり。

精神科と精神病床、今は精神科というふうに認識しているが、計画書の中ではこの表記になっているため、改めていきたい。

- 「退院の目標」について、精神障害がある人の高齢化の現状がある。

入院している方は皆さん独身であり、家族も高齢だし本人も高齢になり、亡くなる方や施設に移る方が多くなっているため、「退院の目標」については、おのずと目標を達成すると思っている。

ただし、病院が何もしてないのかという訳ではなくて、かなり前から精神科病院も努力をしている。

しかし、残念ながら、入院している方たちはあまり新しい環境に対応能力がない方も多く、退院できる方は自然とご自分から退院するけど、最終的に出ていけない方たちが慢性患者として残っているのが現状だろうと考えている。

保健・医療・福祉等の連携というのは、現状でもかなりやっていると思う。

ただ、そこに実績が伴わないのは、病状の問題があり、実際に皆さんが思っている以上に精神疾患の方は、環境要因に不安を持っているので、うまく進めていかなければと思う。

北九州市の行政としてはよく取り組んでいるし、協力体制もよくできてる方ではないかなと思っている。



## ■地域生活支援拠点等の整備について（資料4(3)）

- 現状のコロナ禍にあって、障害のある人やその家族も生活が変わってしまい、多くの障害のある人の親たちは、自身が新型コロナウイルスに感染した際の子どものケアについて、不安な日々を送っている。

地域生活支援拠点の機能として、「緊急時の受入れ機能」が入っているが、拠点整備の進捗状況を伺いたい。

### （事務局）

「地域生活支援拠点等の整備」については、現状、「地域の体制づくり」と「緊急時の受入れ機能」の2つの機能から具体的に整備を進めている。

現状としては、新型コロナウイルス感染症の対応という必要性から、令和2年6月1日より緊急時の受入れ先を障害種別ごとに計3箇所確保した。

また、予定どおり、地域のコーディネートを行う者も基幹相談支援センターの1名配置することができ、地域生活支援拠点等が整備できた。

委員からの質問のとおり、新型コロナウイルス感染症で介護者が感染した場合、障害のある人が既存の施設や自宅での介護が一時的に受け入れることができないケースがある。

これを踏まえ、3事業所の協力の下、PCR検査の結果が陰性の方や濃厚接触の疑いがありPCR検査の結果を待つ間というふうな期間限定にはなるが、いずれかの事業所で一時的に受入れをすることができる体制は整っている。

- 地域生活支援拠点等の整備には5つの機能（①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）があったと思う。

現状、北九州市が「緊急時の受入れ機能」と「地域の体制づくり」の視点から整備を進めているというのは理解したが、一番大切なのは「専門人材の確保と育成」ではないかと思う。

「緊急時の受入れ機能」に関しても、安心して受入れてもらえる場所にならないといけないと思う。

そのためには、専門人材をしっかり確保して育成していかないと、拠点整備は名目上に終わってしまうという気がしてならない。

今後の専門人材の確保・育成について、北九州市がどう考えているのか教えてほしい。

### （事務局）

地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「専門人材の育成」について、国が示しているガイドラインでは「医療的ケア児、もう一つは行動障害に対応できるような人材の確保・育成」とある。

医療的ケア児について、障害者支援課では別の事業として進めており、行動障害については、依然として課題として残っているという認識である。

現状は、行動障害の方については基幹相談支援センターで対応することもあるが、中々受入れ先がないということが現実の課題としてある。

そのための機能を拠点の整備の中に含めることについては、人材に加えて受入れ先の施設、行動障害の方を受入れることができる施設というのも考えていかないといけない、というのは課題として認識している。

これらの課題も踏まえたうえで、今年度から自立支援協議会の中に「地域生活支援拠点等推進会議」という協議体を設けた。

この会議では、相談支援専門員の他、サービス事業者や当事者、その家族なども入っている。

そういった方たちと北九州市において、どのような人材、どのような施設が必要かということ協議しながら、行動障害への対応についても、何がどれくらい必要かということまで踏まえたうえで検討しながら、より充実した整備に向けて進めていきたい。

#### (事務局補足)

行動障害へ対応する人材の育成について補足したい。

現状、委員ご承知だとは思いますが、北九州市ではこれまでも人材育成を続けている。

専門家を講師として、市内の障害福祉サービス事業所の方々に参加いただき、行動障害に関する研修会を毎年行っており、受講した方も多数いると思う。

実践もそれぞれの事業所・施設で個別にはなされていると考えている。

ただし、受講した内容がそれぞれの現場で定着しているかどうか、事業所で共有されているかどうか、あるいは実際に行動問題の改善につながっているかどうかという点については、全体としてはまだ把握できていない現状があるということだと思ふ。

現在取組んでいることも踏まえつつ、全体としてどういうシステムが必要かと視点を持って行動障害の人材育成をしっかりと進めていくとともに、そういう取組みと自立支援協議会でのシステムづくりをきちんと繋いでいくということが重要だと思ふ。

- 行動障害の受入れ先が必要なのは十分分かるが、箱モノ（施設）の整備にこだわり過ぎていてはいつまでも地域生活支援拠点はできないのかなと思ふ。

施設がなくとも、現在地域にいる人材などを活かして、いろんな支援の手を差し伸べることも重要だと思ふ。

親が高齢になっても自分の子どもを支えていることに対して、何かできないかなと思っているの、施設がなくとも柔軟にやってはどうかと思ふ。

- 「専門的な人材の育成」については、自立支援協議会でもかなり議論がなされており、育成の大変さが分かる。

最終的には、生活の場としての施設も必要だと思うが、様々な家族や様々なことを見てきて思っているので、研修を受講された方とか色々な方々が専門的な知識を持ってアウトリーチしていくようになったら良いと思う。

それを好むかどうかは家庭によると思うが、その家庭を「孤立させない」視点が一番必要なのかなと思う。

実態も知りたいので、調べていただければと思う。

#### ■福祉施設から一般就労への移行促進について（資料4(4)）

- 就労移行支援について、難病の特徴として、病状が良いときは一般就労も可能だが病状が悪くなると就労できなくなるというように病状の波がある。

働き盛り世代の難病の方も多く、一般就労とともに就労定着も大きな目標となる。

現状、障害者施策支援は固定された病状の難病の方向けにつくられたものなので、変動する難病の病状にも対応できる支援内容をつくっていただきたい。

就労のみならず、病状が悪くなった時にどう対応するかというところまで支援の内容をきちんと決めてからでないと思定着は難しいと思う。

また、治療と仕事の両立を支援する観点から、診療報酬の対象疾患に難病等が加わったが、市が連携をどのように進めていかれるのかというのも伺いたい。

##### （事務局）

委員発言のとおり、難病の方について、病状の波があるということでなかなか就労定着しないということで、大切な視点だと思う。

就労定着について、難病の方の就労定着について、事業所と意見交換しつつ成功事例を横展開させたいと思う。

- 就労の相談が多く、しごとサポートセンターだったり障害福祉サービスの事業所につなぐことが多いものの、なかなかうまくいかないケースがある。

今後もしごとサポートセンターや就労支援事業所とともに連携して対応していったらと思っている。

- どういった障害のある人が就労支援をしてもらえるのか、相談できる障害の対象をはっきりしてもらえると助かる。。

### (3) その他

#### ■会議資料について

- 点字資料は、目が見える人が使用する資料とはページ番号が違うので、これまでの会議では、発言の際、点字資料でのページは何ページと示してもらっていた。今後についても、発言の際に資料のページを示す際は、「点字が何ページ」といった形で示してもらいたい。

#### (事務局)

点字資料について、前回まで点字資料と重ね合わせながらの説明であった。今回は資料2及び4については、概要版を用いて説明したため、配慮が欠けていた。次回、点字版の案内もできるようにしたい。

#### ■(次期)第6期の北九州市障害福祉計画及び第2期の北九州市障害児福祉計画の策定について

- 次期計画の策定にあたり、実態調査を行う予定はあるか。

#### (事務局)

実態調査については、9月から行っているところ。  
第5期の北九州市障害福祉計画及び第1期の北九州市障害児福祉計画については、計画期間が令和2年(今年度)までになっている。  
次期の計画策定に向けて現在準備を進めており、現在、実態調査等を行っているところ。  
第2回の会議の場でご議論いただく予定としている。

#### ■難病患者に対する取組みについて

- 平成23年に改正障害者基本法で難病が障害に含まれるようになったものの、「障害者手帳の有無」の壁があり、障害者手帳を持たない難病患者は様々な障害者施策から取りこぼされている。  
全ての障害者施策に難病を組み入れるよう見直しが必要だと思う。  
まずは、自治体レベルで改善できる範囲の支援計画の見直しを行い、障害者の範囲において、公平な施策の策定をお願いしたい。

10 その他 傍聴者なし

11 問い合わせ先 保健福祉局 障害福祉部 障害福祉企画課 企画調整係  
電話番号 093-582-2453